

社会インフラへのモニタリング技術の活用推進に関する技術研究開発に係る公募 質問と回答

1 公募要領及び提案書等の作成方法（別紙2）

No.	対象箇所	質問事項	回答
1.	全般	「次世代インフラ点検システム開発」に係る公募と本公募の違いはなにか。また、重複して採択されることはあり得るか。	本公募はモニタリング技術を対象としており、点検ロボット技術を対象としている「次世代インフラ点検システム開発」とは対象技術が異なります。また、同一の者が同一の内容に対して、複数の公募から国費を受けることはできません。
2.	全般	実証現場は国土交通省が用意するものに限定されるのか。技術を利用するのにより適したところがある場合、自ら実証現場を用意してもよいか。	原則、国土交通省の現場で実証するものとします。提案された技術に適した現場を準備するため、提案書において条件をできるだけ具体的に記載ください。
3.	全般	のり面・斜面、河川堤防の両方に該当する提案の場合、1つの申請で2つの分野の審査をしてもらえるのか。	両方の分野に活用できる技術であっても、テーマごとに応募してください。
4.	全般	参加方式 B の採択件数は何件か。	要件に合う技術をできるだけ多く採択する予定です。提供できる現場の数、種類により採択件数を決定します。
5.	全般	次年度以降の実施体制に変更がある可能性があるが、実施体制は今回の公募で提案したものから、変更はできないのか。	協議の上可能です。
6.	2.2	モニタリング技術の定義について、最低 2 時点で計測とはどういう意味か。	モニタリング技術は変化を捉えるものであるため、複数時点での測定が必要です。したがって、最低 2 時点で計測する技術である必要があります。
7.	2.3	公募方法②と公募方法③の違いを教えてください。	公募方法②は、特定のモニタリング技術について、現場で実証する提案を募集しています。 公募方法③は、モニタリング技術を維持管理業務に適用するための技術的検証として、現場実証、実験・解析等を行う提案を募集しています。
8.	2.4	研究期間について、単年度による応募も可能か。また、例えば次年度以降に単年度で現場実証を行うという提案は可能か。	研究期間を単年度とすることは可能です。ただし、今年度実施しない場合は本公募の対象になりません。

9.	4.2	提案書（様式 1）の副本 14 部には押印は必要か。	押印の必要はありません。
10.	5.1	技術研究開発経費が参加方式 A にて提示された委託費予定額を超える場合、委託費に自己資金を加えて研究開発を行うことは可能か。	可能です。その場合、提案内容としては、研究開発の全体を記載してください。費用等については、自己資金で行う研究開発と委託費で行う研究開発の内容との区分けを明示した上で、自己資金で行う研究開発については、様式 7 に概算を示してください。また、様式 8 については、委託費で行う業務に係る部分についてのみ記載してください。
11.	6.1	ソフトウェアの改造費は費用に計上できるか。	応募した技術研究開発の計画遂行に必要な経費であれば計上できます。計上できる経費の項目としては、支出の内容により設備備品費、人件費、外注費などが考えられます。 ※モニタリングシステムに係る装置類そのものの研究開発費、及び設備備品の購入等にかかる費用は対象外です。
12.	9.1	参加方式 A の場合の知財権の取り決めについて教えてほしい。例えば、論文発表するために必ず知財委員会の審議を経る必要があるのか。	原則として、発明者である研究者の所属法人に帰属します。知財委員会は、原則に依りがたく、調整が必要な事案が生じた場合に設置し、審議します。
13.	(様式 2)-1	「1.技術研究開発の概要」について、HP で公開可能な形式とはどのようなものを想定しているか。また、図表を用いても問題ないか。	本公募に係る結果について周知するため、ホームページ等により提案内容を公開する予定です。そのため、公表可能な範囲でわかりやすい記述をお願いします。また、図表を利用することも可能です。ただし、文章での説明も記載してください。
14.	(別添 1)-1	研究発表が多数あるのだが、全て記載する必要があるか。	最近 5 年間の成果等について主要なものを 10 件以内で記載してください。
15.	別添 2-3	要領に様式が添付されていないが、どのように入手すればよいか。	e-rad 上で出力できます。
16.	別添 4	共同研究体協定書について、別添 4 の内容の他に項目を追加してよいか。	必要に応じて追加してください。
17.	(別添 4)-1	第 4 条第 2 項 「契約が締結された日」とは何か。	業務を受託することができなかった共同体が応募したテーマにおいて、採択された者が契約を締結した日です。ただし、それ以外に適切な期日を定めることは可能です。

2 橋梁分野（別紙 1-1）

No.	対象箇所	質問事項	回答
18.	全般	同一の提案技術が、1つのテーマ内の基本的な要件を複数満たす提案の場合、それぞれごとに応募する必要があるのか。	それぞれごとに応募いただく必要はありません。テーマが異なる場合は別の応募としてください。
19.	全般	毎年度審査評価をするということだが、今年度は期間が短い ため、十分な計測結果が得られないことを懸念する。今年度はどのように評価されるのか。	全体計画に対する進捗や成果、次年度以降の成果の見込み等を評価します。今年度末までに、期間が短いことにより技術の検証をするために十分な測定データが得られないこと自体をもって低い評価となることはありません。
20.	全般	今年度の実証結果に基づき、次年度以降の内容を改善することは可能か。	協議の上可能です。
21.	別紙 1-1	テーマ②の公募技術に期待する項目④にある“迅速に変状を把握できること”の迅速とは、どの程度を指すのか。	現状、災害発生時から災害現場を確認するために、概ね4～5時間を要しています。また、詳細な調査には、数日～1週間程度を要している状況です。これらを目安に応募者の判断で提案してください。

3 のり面・斜面分野（別紙 1-2）

No.	対象箇所	質問事項	回答
22.	全般	破碎実験を要する場合、実証現場以外で実施する必要はあるか。	現時点では未定です。提案の段階で破碎実験現場を想定する必要はありません。
23.	全般	対策後の構造物に係る計測技術は、本公募の対象となるのか。	自然斜面や盛土のり面の変位・変形を対象としており、構造物自体の変位・変形の把握は、間接的に自然斜面や盛土のり面の変位・変形を測定する場合を除き、対象となりません。
24.	全般	のり面・斜面は、現場により条件が異なる。年度ごとに現場を変えて計測するという提案は可能か。	モニタリング技術が変化を測定するものであるため、原則、同じ現場で長期間測定することを想定しています。 ただし、複数の現場を用意する予定ですので、様々な現場条件での計測が効果的である場合は、提案書に記載してください。
25.	全般	常時観測系の機器を設置した場合、単年度ごとに撤去・設置を行うのか。	複数年度にまたがって実証を継続することとなった場合は、年度毎に撤去する必要ありません。
26.	全般	破碎実験を実施する場合は、別途費用が必要である。この場合、委託費は変更いただけるのか。	破壊実験を実施する場合は、その時点で協議します。提案時点で費用を計上する必要はありません。

4 河川堤防分野（別紙 1-3）

No.	対象箇所	質問事項	回答
27.	全般	堤体に金属等の構造物を這わせて、堤体全体の変位を把握するような機器の設置（埋設）は可能であるか。	堤防に悪影響が出ない範囲であれば設置できます。提案内容に応じて、判断することとなります。
28.	全般	事象が発生しないために、データが取れない場合はどのように評価するのか。	実験水路等で実験いただくことも想定しています。
29.	別紙 1-3	テーマ②の基本要件は、全て網羅する必要はあるか。	公募方法②の各号に記載している要件は、参考情報であり、具体的な達成事項は応募者が提案していただくこととなります。したがって、全てを網羅する必要はありません。
30.	別紙 1-3	テーマ②の堤防基盤の漏水は、発生場所が限定されないため、民地などになる場合があり得るが、その場合はどのように考えればよいか。	実験水路等で実験いただくことも想定しています。提案時点で実験場所を指定いただく必要はありません。
31.	別紙 1-3	テーマ②の現場条件について、間隙水圧等の観測データ・測定データは、提案者側で測定するものか。	測定する必要はありません。

5 公募方法③（別紙 1-4）

No.	対象箇所	質問事項	回答
32.	(様式 4)-4	モニタリング技術により得られる計測データと劣化・損傷との関係性の検証方法を記述するとあるが、方法論だけでよいのか、それとも検証する必要があるのか。	提案した方法に基づき、研究期間内で提案者が検証する必要があります。
33.	(様式 4)-4	モニタリング技術により得られる計測データの内容を記載するようにとあるが、自らデータを取得する必要がある場合、別途公募方法①として応募する必要があるのか。	公募方法③の研究開発に必要なデータを自ら現場実証により取得する必要がある場合は、公募方法③の提案に含めて提案してください。